

岐阜県代協ニユ

平成26年8月

vol.233



一般社団法人岐阜県損害保険代理業協会

『会長挨拶』

一般社団法人岐阜県損害保険代理業協会

会長 こんどう しんご
近藤 信悟

暑い暑いですが、この数年続いていた猛暑には一步届かない印象の今年の8月・・・長いお盆休みも終わり、平常業務に励まれている事と存じます。今年のお盆は、台風・大雨で墓参りはもちろんゆっくり外出できる状態ではなかったのではないのでしょうか？ 京都府・兵庫県・石川県・岐阜県などに避難勧告が出るほどの大雨は日本全国で被害を出し、ここ岐阜でも台風・大雨の大きな被害がでており、わが社でも多数受け付けております。今朝（20日）のニュースでは、広島で8月ひと月分を上回る雨が一気に降る記録的な大雨が降り、大規模な土砂崩れがおき、多くの人が亡くなり、行方不明者ができていると報じられていました。年々増える自然災害に、保険会社、我々代理店も対応を考えさせられる時期が来ているのかもしれない。



さて、お手元には、代理店賠償「日本代協新プラン」の更新用紙が届けられていると思います。9月5日が締切日となっていますので、お忘れのないように更新手続きをお願いします！！勤務型代理店等・3者間スキームを適用した代理店の単独新規加入はできず、総括代理店経由での申込となりますのでご注意ください。

さらに日経朝刊（7/4付）等にもあるように、厚生年金に入っていない中小零細事業者約80万社を国税庁が保有する企業情報をもとに特定して、厚生年金に加入させる政府方針があります。私たち「保険代理業者」も当然対象となります。今現在、損保代理店は使用人の適正化に取り組んでいる最中ではありますが、万が一、現在の対応が不十分な代協会員がおられましたら、遅くとも来年3月末までに法に沿った適切な加入手続きをお願いします。平成27年4月以降には、立入検査（加入指導）が実施される見込みがあり、是非、早期対応のご検討をお願い申し上げます。

また、8月6日に三役・支部長合同会議を開催いたしました。企画環境委員会からは、岐阜県代協会員メリット事業として「弁護士紹介制度」を発足（次回理事会承認後）の報告を受けました。これは、岐阜県代協会員又はその顧客が法律相談を希望した時に弁護士を紹介する制度で、代協事務所経由で皆様と打合せいただく仕組みです。事案発生の際はご活用いただき、業務の発展にお役立てください。教育委員会からは、10月24日に恒例の『秋のセミナー』を飛騨高山で開催との報告を受けました。近くて遠い飛騨路での開催は秋の高山を満喫できるのではないのでしょうか。たくさんの方の会員の皆様のご参加をお願いします。

目次

1 p・・・会長挨拶／目次	8 p・・・会員投稿
2 p・・・スケジュール／事務局より	9 p・・・中さんの保険諸国慢遊記（100） ①
3 p・・・日本代協報告	10 p・・・～保険ジャーナリスト 中崎章夫 ②
4 p・・・支部活動報告①	11 p・・・『街道シリーズ』（中山道 24）松尾 一
5 p・・・支部活動報告②／ゴルフ同好会	12 p・・・提携事業者広告掲載①
6 p・・・委員会報告	13 p・・・提携事業者広告掲載②
7 p・・・代理店紹介（中濃支部）	14 p・・・提携事業者広告掲載③
	15 p・・・＜栗山泰史さんの＞ 地震保険を語る

スケジュール/事務局より

～ スケジュール ～

日付		主催	行事・議題・内容など	開催場所
8	6	水 県代協	三役、支部長合同会議(11:00～)	岐阜県図書館
	7	木 岐阜	役員会(17:00～)	グランヴェール岐山
	7	木 岐阜	合同ブロック会(懇親会)(18:00～)	グランヴェール岐山
	7	木 西濃	例会(11:30～)	五右衛門
	12	火 中濃	例会(10:30～)	中山道会館太田宿
	21	木 東濃	幹事会(11:00～)、例会(11:30～)	みわ屋
	22	金 中濃	納涼懇親会(18:00～)	一二三荘(美濃加茂市)
9	3	水 西濃	例会(11:30～)	五右衛門
	3	水 CSR	委員会(14:30～)	事務局
	9	火 中濃	例会(10:30～)	中山道会館太田宿
	11	木 県代協	理事会(13:30～)	瑞穂総合センター
	12	金 岐阜	役員会(12:00～)	岐阜県図書館
	12	金 東濃	研修会(14:00～)	クアリゾート湯舟沢
	17	水 岐阜	西ブロック会(12:00～)	馬喰一代(予定)
	18	木 岐阜	東ブロック会(12:00～)	かにの華(予定)

★『平成26年度 秋のセミナー』開催のご案内★

開催日時 : 平成26年10月24日(金) (14時30分開場 15時00分開演 16時30分終了予定)

開催場所 : 飛騨・世界生活文化センター(高山市千鳥町900-1)

講師 : ザ・リッツ・カールトン大阪 元副総支配人

四方 啓暉(しかた よしあき)氏

「心からのおもてなし」いわゆるホスピタリティは、今なぜ必要とされているのでしょうか。

「他者より安く」といった従来の方法では生き残ることが難しい時代。他社との差別化を模索している企業が多い中、ホスピタリティこそが、その一つの方法となりえるのです!その“究極のホスピタリティ”が生まれる仕組みについてお話いただきます。

今年度は飛騨支部にての開催となりますが、会員の皆様方のお知り合いの代理店の方もお誘いいただき、新規会員勧誘等にもご利用いただければと思います。8月号にセミナー案内を同封させていただきますので是非たくさんの方の参加をお待ちしております。

★事務局よりお知らせ★

※平成26年度『代理店賠償・日本代協新プラン』の更改手続と新規加入者募集について

「代理店賠償責任保険・日本代協新プラン」の団体契約が10月1日に満期を迎えます。募集期間は、8月15日(金)～9月5日(金)の22日間となっており、補償内容・保険料につきましても昨年同様(認定保険代理士割引は従来通り適用)ですのでお早めに手続をお願いします。

岐阜県代協事務局

TEL : 058-329-0050 FAX : 058-329-0040

Eメールアドレス : gfdaikyo@opal.ocn.ne.jp (担当:小川百合子)

日本代協報告

<平成 26 年度> 第 4 回コンベンション実施要領決定！！

- 実施日：平成 26 年 11 月 14 日（金）12：30 ～ 11 月 15 日（土）12：00
- 場所：東京（昨年と同会場）
- テーマ：「代理店のコミュニケーションのあり方を考える」
- 基調講演講師：タイトル（仮）「～現役道化師から学ぶ、組織・社内環境をプラスに変える
コミュニケーション手法～」
講師：大棟耕介氏（NPO法人日本ホスピタルクラウン協会 理事長会長）
- 開催内容：2 日間 3 部構成・参加人数も昨年同規模予定
- 懇親会の部：初日 18：00～ @第一ホテル東京（新橋）
- 分科会の部：11 月 15 日（土）10：00～12：00 @損保会館会議室・ホテル聚楽（神田淡路町）

代理店賠償 “日本代協新プラン” ～加入率 100%を目指して～

代理店賠償 “日本代協新プラン” は、来る 10 月 1 日が満期となります。募集期間は 8 月 15 日 ～ 9 月 5 日の 22 日間です。同プランは、万一の場合に備える代理店経営の「プロテクター」として必須の備えとなっております。是非とも、ご活用ください。本年度も、昨年同様の補償内容、保険料据え置きでご案内できることになりました。（認定保険代理士割引も据え置き適用）8 月中旬（お盆明け）頃に新規案内、継続書類を一括送付いたします。未加入の代協正会員へのお奨めと、正会員増強の手段の一つとして、積極的に活用をお願いいたします。保険契約内容の概要は下記の通りです。

<保 険 名 称> 専門業務事業者賠償責任保険

<引 受 会 社> エース損害保険株式会社

<保 険 期 間> 平成 26 年 10 月 1 日 ～ 1 年間

<保険契約者> 日本損害保険代理業協会

<加 入 者> 代協正会員

※ご加入にあたって、留意いただき事項※

《代理店賠償における勤務型代理店等の取扱い》 → 原則、勤務型代理店等は統括代理店を通じて加入
（また、所謂、勤務型代理店・被統括代理店等は募集スタッフである為、募集人の合計人数にカウントする）

■本年度の「勤務型代理店等の取扱い」（経過措置）

- ・継続加入：所謂、勤務型代理店等（含む委託型募集人）で代協正会員である既加入者は、継続加入できる。
- ・新規加入：保険始期 10 月 1 日以降に、単独で勤務型代理店等（含む委託型募集人）が新規に代理店賠償に加入することはできない。

※代理店賠償特集※ （NEWS）事故報告で、こんな事案が増えています

1. 契約者から依頼⇒代理店が手続きを失念したケース
 - ・口座振替不能関連：事故トラブル・年齢条件変更手続き
 - ・家族限定の対応・更改手続き忘れ・賠償責任特約漏れ（手続き誤りは、自動車保険で多く発生しています。）
 2. 契約者から申し出⇒トラブルが増えている事故報告
 - ・自動車保険：事業用積載動産の説明誤り（盗難不担保）・代理店扱い変更時：他の代理店への顧客情報漏えい
 - ・（保険料トラブル）ノンフリート等級：引継ぎ不可事案
- ※保険金支払いには、保険業法 283 条の適用が条件です。

（日本代協ニュース第 273 号より抜粋）

支部活動報告

【岐阜支部 8月活動報告】

○岐阜支部役員会報告

開催日時 : 平成26年 8月 7日 (木) 17:00～

開催場所 : グランヴェール岐山 出席者数 : 15名 報告者名 : 川島邦夫

《議題》

①各ブロック会について……

西支部: 9月17日 馬喰一代 長良店

東支部: 9月18日 かにの華 柳津店

②9月キャンペーン協力について……

- ・無保険車追放キャンペーン
- ・盗難防止の日キャンペーンの2つに参加予定

③岐阜県代協秋のセミナー協力について……

10月24日高山にて開催。岐阜支部から30名の動員。

バスをチャーターし、岐阜(集合)→高山(セミナー)→下呂(宿泊)→岐阜(解散)

宿泊者は1万円。超過分は岐阜支部負担。

④県代協より報告……

- ・提携弁護士を今後も増やしていく
- ・11月28日に提携業者との食事会をグランヴェール岐山にて開催予定

⑤ソシオダイバシティ株式会社の奈良さんから代理店業務支援システムの紹介

※次回役員会は 平成26年 9月12日 (金) 12:00～

場所 岐阜県図書館レストラン杏にて

○岐阜支部合同ブロック会(懇親会)報告

開催日時 : 平成26年 8月 7日 (木) 18:00～

開催場所 : グランヴェール岐山

出席者数 : 66名(会員51名、非会員4名、賛助会員1名、保険会社10名)

報告者名 : 川島邦夫

《内容》

8月7日18:00よりグランヴェール岐山ビアガーデンにて、第2回岐阜支部合同ブロック会を開催しました。

台風接近の中、雨により途中室内へ移動したりと慌ただしい会となりましたが、66名の代理店会員・賛助会員・

保険会社社員の皆様にご参加いただきました。

ご参加いただいた皆様、本当にありがとうございます！！

【西濃支部活動報告】

○揖斐川清掃ボランティア

日時 : 平成26年7月27日(日) 午前6:30～

場所 : 揖斐川左岸堤防(揖斐川大橋南)

参加者 : 8名

報告者 : 小林 悦雄

《内容》

平成26年7月26日の岐阜新聞主催「揖斐川花火大会」後の河川清掃を行いました。

日曜日の早朝、暑い中、汗を拭きながら頑張ってくださいました。

28日の岐阜新聞朝刊に岐阜県代協の名前も載りました。

(株)SOGOの坂さん、(株)MSG保険サービスの渡辺さん・永井さん、

(有)あぜち保険事務所の畦地さん(県副会長)

(株)高橋保険コンサルタントの高橋さん(CSR委員長)、

中河総合保険の中河さん(CSR委員) (株)NOAの松野さん(CSR委員)

ほんとうにありがとうございました。

○西濃支部 8月例会報告

開催日時 : 平成26年8月7日(木) 11:30～13:00



開催場所 : 大垣「五右衛門」 参加者数 : 17名 報告者名 : 小林 悦雄
《議題》

- ①提携業者 会社説明 オリックスレンタカー大垣店
マネージャー 板津 真徳様、営業 稲葉 聖治様
- ②委員会報告
企画環境 : 提携事業者との懇親会
日時 11月28日 場所 グランヴェール岐山 (予定)
代協弁護士紹介制度について
CSR : 7月27日(日) 揖斐川清掃の報告 6:30より8名参加のお礼
8月 3日(日) 長良川清掃の報告 6:30より30名参加のお礼
9月21日予定 無保険車追放キャンペーン 大垣駅前にて(詳しくは後日)
: 10月7日予定 盗難防止キャンペーン 岐阜駅前にて(詳しくは後日)
教育 : 県代協秋のセミナー 10月26日(金) 飛騨・世界生活文化センターにて
組織 : 会員増強のお願い 現状219会員から216会員に減
- ③日本代協 : 日本代協コンベンション参加依頼 西濃支部より1名参加のお願い
日時 11月14日(金) から11月15日(土) 場所 東京にて(詳しくは後日)
- ④その他 : 各社の動向
※次回 9月3日(水) 11:30~ 場所 大垣 五右衛門

【中濃支部例会報告】

開催日時 : 平成26年 8月12日(火) 10:30~
開催場所 : 太田宿中山道会館
出席者 : 参加者12名 出席率41%
報告者 : 福地 誉

《内容》

- ①企画環境委員会 提携事業者様との懇親会を11月28日に開催する。
弁護士紹介制度について
- ②広報委員会 代理店紹介につきましては有限会社渡邊総合保険事務所さんを掲載。
- ③組織委員会 会員増強 中濃支部の目標3店
- ④教育委員会 10月24日の秋のセミナーについて。支部から10名の参加を目標とする。
11月14、15日の日本代協コンベンションについて。支部から1名参加を予定。
- ⑤CSR委員会 無保険車追放キャンペーン、盗難防止キャンペーンについて
※次回 9月9日(火) 中山道会館太田宿にて定例会を開催します。
会員皆様の参加お待ちしております。

【東濃支部例会報告】

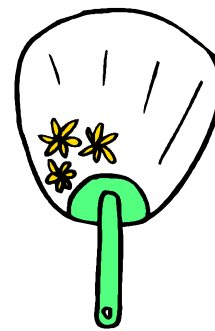
開催日時 : 平成26年 8月21日(木)
幹事会 11:00~
例会 11:30~13:00

開催場所 : みわ屋
参加者数 : 11名
報告者名 : 吉村英樹

《内容》

- ①研修会について
- ②各委員会から
- ③秋のセミナーについて
- ④CSRキャンペーンについて

※ 次回案内 : 東濃支部例会・研修会は9月12日・13日 場所: クアリゾート湯舟沢です。



【飛騨支部活動報告】

○夏の情報交換会

開催日時 : 平成26年8月1日(金) 19:00~
開催場所 : 高山グリーンホテル
参加者数 : 22名
報告者名 : 熊木 千夏

《内容》

- ・会員の他、保険会社4名、提携業者9名参加して頂きました。

委員会報告

【CSR委員会】

○第2回長良川美しくしよう運動参加報告

日 時 : 平成26年 8月 3日 午前6時より

場 所 : 岐阜市長良川河川敷・堤防

参加者数 : 26名

報告者名 : 高橋 励

《内容》

今回、26名という大勢の方々に参加いただきました。

夏の長良川清掃運動は各団体の参加者が非常に多く、
ゴミもすぐなくなり、花火大会終了後のゴミが散乱して

いた堤防も、すぐに元の美しい長良川河畔に戻りました。清掃活動は心も晴れ晴れとした気分になり、大変有意義な活動です。今回のご協力、本当にありがとうございました。



★本年度も下記3キャンペーンを実施いたします。支部会員の皆様、理事役員、CSR委員会の皆様にはご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

① <無保険車追放キャンペーン> 9月24日(水) 予定 詳細は追って連絡いたします。

② <盗難防止キャンペーン> 10月 7日(火) 8:00 ~ 9:00

JR岐阜駅東高架下通路

③ <地震保険普及キャンペーン> 昨年同様に3月に実施予定です。

詳細は追って連絡いたします。

(報告者名 : 社会貢献委員長 松山 和由)

【組織委員会】

○新入会員紹介 岐阜支部 : MS岐阜(株) 代申 三井住友海上火災

東ブロック 店主 星野 浩一 様

〒500-8358 岐阜市六条南 2-8-1

TEL 058-214-3038

FAX 058-214-3181

(平成26年6月9日入会) 紹介者 エール(株) 遠藤昌克

<ゴルフ同好会>

第25回ゴルフ同好会コンペ開催 参加者募集中! どなたでもご参加いただけます。

ゴルフを通じて親睦を深めませんか?

平成26年10月7日(火)、関ヶ原カントリークラブ(大垣市上石津町)

申込み、お問い合わせは 幹事) 森信彦 (090-3568-0415)、E-mail: pc3410@pc3410.jp まで。

代理店紹介

中濃支部（有）渡邊総合保険事務所

<代理店名>

（有）渡邊総合保険事務所

<所在地>

〒501-3721

美濃市吉川町1754-7

Tel (0575) 33-2249

Fax (0575) 35-3016

<代表者名>

渡邊 修

<スタッフ>

5名（男性 1名 女性 4名）

<取扱保険会社>

損保 損保ジャパン(株) 計1社

生保 NKSJひまわり生命、第一生命保険 計2社

<略歴>

昭和58年8月 先代が渡邊総合保険事務所設立

平成 8年6月 (有)渡邊総合保険事務所設立（法人化）

<事務所の環境>

県立武義高校・長良川鉄道梅山駅の南側

<経営方針>

・誠実

・誠意



会員投稿

「第三のビール」と「発泡酒」の違いは

・「税金」と「新しいお酒」との「いたちごっこ」

今や「発泡酒ビール」や「第三のビール」は、家計を支える大黒柱のような存在。味わいからすると「すべてビール」なのですが、これらがどのように区別されているのかは少々複雑です。

日本では、明治時代から「酒税」は国家を支える大事な税収です。明治時代には、国家予算の30%以上が「酒税」だったそうです。フランスやイタリア、ドイツなどのお酒の先進国では、お酒の品質に関する法律が整っています。

しかし、日本においては、お酒は基本的に「税金」の手段でしかないようです。今、日本では、「税金」と「新しいお酒」との「いたちごっこ」が行われていると言っても過言ではありません。また、「国酒(日本酒&焼酎)」も例外ではありません。新ジャンルが登場し、ヒット商品になると、そこを税収のターゲットに「増税が実施される」の繰り返しです。ある意味、消費者不在の「税金ごっこ」とも言えます。



・麦芽の比率を下げて造られたものが「発泡酒」

では、「第三のビール」と「発泡酒」の違いについて解説します。

「本来のビール」は、麦芽とビール酵母、そして香り付けの元になるホップと水で造られています(麦芽の使用率は67%以上、アルコール20%未満)。日本では明治時代に普及しはじめ、戦後あつという間に日本酒を抜き去り「酔う手段」のトップに躍り出ました。

順調に伸びてきたビール業界ですが、デフレが長期化し停滞した経済状況で給与が下がり、少しでも安く競争力のあるビールを造らなければならなくなりました。「そうしないと、より安価な焼酎やカクテル感覚のリキュールに酔う手段を奪われる」といったところでしょう。

そこでビール業界があみだしたのが、まずはビールより税金が安い「発泡酒ビール」です。この「発泡酒ビール」が「第二のビール」と呼ばれるもの。ビールの原料となる麦芽の比率を下げて造られたもので、麦芽使用率は25%~67%未満で、主流は25%未満です。それゆえ、どこか味わいに物足りなさがあります。しかし、低い税率と高価な原料である麦芽の比率を下げることで、価格を下げることに成功。価格が下がったことで競争力が上がり、よく売れるようになりました。

・大豆やトウモロコシなどを用いて造られる「第三のビール」

しかし、売れると税金を掛けてくるのが国税局。そこで、ビール業界は別の魔球を開発します。さらに税金が安く、価格を下げるができる新ジャンルの「第三のビール」を誕生させます。

「第三のビール」は、麦芽使用率0%。「もはやビールではない」と言えるかもしれません。原料が「麦芽」以外のもので、エンドウ豆、大豆、トウモロコシなどで造られ、ビールの風味を付けています。しかし、売り出されるボトルはビールをイメージさせるものばかりで、かなり誤解を生じさせています。

また、まだ「第三のビール」の категорияに属していますが、すでにリキュールタイプの「第四のビール」まで誕生しています。ある意味、日本酒業界が戦後に日本酒を三倍に薄めた「三増酒」なるものを造り出したり、日本酒っぽい「合成清酒」なるお酒を世に送り出したのと同じです。

その結果、日本酒業界は「己の首を己で締める」という結果になり衰退していきました。ビール業界も「危うい道筋をたどっている」と言えるかもしれません。原料の安い国で、安価なジュース並の価格で「第三のビール」や「第四のビール」が造られたらどうなるのか。「国税局」VS「ビール業界」戦争が、どこまでも続いていくかもしれません。

「第一のビール」の味わいが、世の中から消えないようにしてもらいたいものです。

「匿名希望」

顧客密着度の強み生かせるか、代理店の態勢整備、問われる

◇悪天候で富士登山断念

今年の夏の天候は異様である。台風や局地豪雨などで災害が多発し、日本列島をずたずたにしている。異常気象などのレベルを超え、今までとは明らかに違う展開である。自然災害リスクに対する備え、考え方を改めて問い直す格好だ。台風11号は日本列島を直撃したが、このあおりの悪天候で、8月9、10日に予定していた恒例の富士登山を断念せざるを得なくなった。過去5年連続で登り続けてきただけに6回目にして思わぬ自然の猛威によりさえぎられたのは残念無念。富士登山を目標にして体力強化を図ってきた事と、これまで一緒に上ってきた山好きで気の置けない皆さんとの再会を心待ちにしていただけに正直落ち込んだ。急にぽっかり空いてしまった土日は朝から夕方までスタジオとプール併設のスイミングクラブ通い、土曜は、ピラティス、ズンバ、ボクササイズ、フィットネスフラ、ヨガ、エアロビダンス、ポルドブラの7つ連続で参加、さらにスイミング、日曜はヨガ、エアロビダンス、ヨガ、バレトンそしてスイミングと徹底的に体幹を鍛えまくった。さらには近所のラーメン屋で、茹でもやしの大盛りと背脂系のこってり系ラーメンで有名な二郎インスパイア系の山勝角ふじ新松戸店で、日曜昼ドクロマークの警告付きの野菜多めを注文、聳え立つ茹でもやしの山を富士山に見立て口惜しさをぶつけ、食いまくったが、野菜はどれほど食べてもカロリーはわずかなため、良い気晴らしになった。ただしニンニク味噌を載せて食べたため、スタジオやプールで回りの方々と思わぬ迷惑をかけたのではと、家に帰った時、鼻の良い上さんから、配慮のなさをこっぴどく叱られるところとなった。

◇顧客接点をどう考えるかで明暗分かれる

代理店ビジネスにとり顧客との接点をどう考えるか、で今後の明暗が分かれてきそう。先行き懸念が業界内に渦巻いているが、その場合保険販売という働きかける対象としての視点からいわれる場合が多く、顧客が何を望んでいるかという視点に欠けるきらいがある。顧客をマスでとらえ、販売量を競うというのでは、今後の代理店ビジネスは行き詰まりを免れまい。

顧客の要望は個性化、多様化しているので、画一的に捉えるのでは顧客の要望に対応できないからだ。それにはまず、顧客の声を真摯に聞き出すという基本動作に戻るべきである。

顧客とのコミュニケーションツールも多様化し便利になると、とかく顧客接点は弱くなる。専門の代理店でも効率化の名のもとに顧客対応を電話や郵便などで済まし、面談を怠るケースが目立つが、これは優位性の放棄に等しい。顧客の声をどのようにきめ細かに聞くルートを仕組みとして持てるかが重要であり、対面のヒューマンタッチに勝るコミュニケーション手段はないからだ。

◇代理店の戦略的ポジショニングの再評価

今代理店の持つ顧客接点力、コミュニケーション力に着目するのは、何も保険業界ばかりでない、顧客接点を確保するためにさまざまな産業界がそのルート探しに必至となっている。その場合、顧客との親密度がどれほどか、顧客との関係作りの実態がチェックされる。

情報過多社会、ネットワーク社会と言われる中で、顧客との関係作りは実は簡単ではない。それが証拠に今情報漏えい問題が取りざたされ、顧客は個人情報の保護に敏感になっている。それだけに顧客から信頼を勝ち得、緊密な接点を有し、顧客との信頼関係に立ったサービスプラットフォームづくりが求められている。その戦略的なポジショニングを占める産業として改めて保険代理店が注目されている。顧客の要望、悩み、問題支援という点で、保険代理店の果たす役割は大きなものがある。それは何も保険販売という限られた切り口ではない。よろず相談、問題解決支援業としての付加価値サービスの提供という切り口である。

◇顧客の声を真摯に聞き活かす

すでに自らのビジネスをこうした問題解決支援業、生活支援業、経営支援業を業態開発モデルとして位置づけて展開しだした保険代理店もある。これからは顧客の声を丹念に集め、分析し、それを新たな付加価値展開に生かす事業モデルが求められる。その顧客接点を活かせる代理店モデルの多様化を望みたいし、事例集を紹介したいものだ。

◇高齢者への死亡保険金支払い漏れ問題

今、高齢者への死亡保険金支払い漏れ問題がクローズアップされているが、そこで問われるのは、入り口優先出口貧弱、契約獲得第一でサービスは二の次ともいわれかねない保険業界体質への反省と信頼のよりどころとなるサービスの質だ。高齢社会特有の問題を織り込んだ出口対策があまりに行き当たりばったりできてしまったことだ。

きっかけは明治安田生命や第一生命が90歳ないし91歳以上の契約者を調査したところ生命保険加入高齢者の内、すでに死亡していたにもかかわらず遺族に保険金が支払われていない、支払い漏れの事例が少なくないことが明らかになったことだ。

◇生保業界はない夏までに対応指針作り

両社をはじめ、生保各社では事態を重視し、現在、対象高齢者の範囲を、例えば70歳以上に広げ、支払い漏れ案件がないか実態調査を進め、改善対応を図っていく。また生保協会としても来年夏までには高齢の契約者に配慮すべき点や対応策をまとめた指針を作る。

今後高齢化、核家族化は一段と進む。高齢者は、身体能力が衰え、連絡も途絶えがちになる。こうした高齢者特有の事情を配慮したきめ細かな対応が保険会社に求められる。とりわけ保険金が確実に受取人に届く仕組みが必要になるため、業界あげてガイドライン作りに取り組むことになったものだ。

あらかじめ指定した家族などが保険金を請求できる指定代理請求制度を使ったり、高齢の契約者の家族の連絡先を収集したりして、独りで住む高齢者が亡くなるなどしてもすぐに保険金が払えるようにする。営業職員や代理店が定期的に安否を確認するなど、高齢者との接触の機会も増やすことも必要になる。

◇今後問われるメンテナンスサービスの質

このような高齢者へのきめ細かな対応は、生保のみならず、損保でも、保険会社のみならず顧客接点を預かる代理店でも必要になっている。すでに損保でも業界ベースで高齢者対応を図る対策に取り組んでいる。その際に問われているのは、保険加入時のみならず、その後のメンテナンスサービスの質である。

顧客のことをどれだけきちんと踏まえた対応ができるか。代理店の存在が改めてクローズアップされたのは東日本大震災の際の安否確認に果した地元の代理店の方々の役割であった。家が喪失した方々の安否、避難先を突き止め、きめ細かなコンタクトにより、迅速な保険金支払い、相談サービスなどを提供したことで、改めていざという時の地域の代理店の価値が再確認されることとなった。

今回的高齢者対応でも、保険加入時以上に加入後、継続して顧客との接点で活躍する代理店の役割が問われる。顧客がどのような状況下にあるか、どのようなサポートを望んでいるか、的確に情報をキャッチしアクションをとることで顧客を守る役割は今後一段と強まろう。顧客への継続的なサービスの質向上に生損保、代理店業界あげて創意工夫が求められているのではないかと。

◇金融庁以外の監督当局も代理店経営に注目

ところで、法改正や制度改定は大きな局面転換を伴う。法的ルールが変わり、監督方式が様変わりを見せる中で、否応なしに代理店経営も保険会社の背景から前面にその存在が押し出されてきた感がある。まさに製販分離時代に突入、保険会社とともに法的責任主体として自己確立を迫られ、保険代理店のガバナンスが問われるところとなって来ている。保険代理店の経営動向に今、いろいろな監督当局が注視している。

本年1月には275条3項違反を根拠に委託型募集人の適正化のための報告徴求命令、監督指針の改定で保険使用人要件の適正化を求め、期限をつけ雇用などを軸とした体制整備の迅速対応を促した。この限り委託型募集人を抱えた代理店の問題と受け取られかねないが、なにも委託型募集人を抱える代理店だけの問題ではないことは明らかだ。

本年5月23日成立、30日に公布された改正保険業法は保険代理店に、情報提供義務、意向把握義務、体制整備義務の3大義務を新たに課した。改正保険業法が求めるところは顧客の信頼にたたる代理店の態勢整備、ガバナンスを厳格に求めるものであり、この方向で保険使用人要件など監督指針も出てきていると理解する必要があるからだ。

改正保険業法の施行は2016年4月だから公布から2年近くの準備期間があるが、本年中に代理店の内規や就業規則を整え、組織体制を整備し、明年からはそれが実際に機能・運営するかチェックと改善が求められる。要は透明性の高い代理店の体制整備を図らなければ社会的に認知されない時代に入ったということだ。

◇委託型募集人適正化期限の明年春に狙い

委託型募集人の適正化の期限は明2015年3月末である。この意味は大きい。監督官庁は何も保険業法や保険法を根拠とする金融庁のみではない。保険代理店も法人事業体である以上、すでに雇用を軸とした保険使用人に移行するこの機をとらえて、労働関連法や社会保険の監督機関である労働基準監督署や社会保険事務所、あるいは税法に基づき経費問題の処理をチェックする立場にある税務署などは、膨大な代理店事務所へのチェックに入る。すでに一部ではその前触れの動き、照会行動が始まりだしているとも聞く。

すでに雇用を基調として組織化している代理店でも、労働関連法規の遵守、社会保険の加入の如何がチェックされる。すでに保険加入していても、固定給部分と歩合給部分の合算額が社会保険対象となるのを固定給部分のみの対応でコスト圧縮を図る保険料逃れなど不適正な適応事例などが厳しくチェックされることとなる。制度の建前のみならず運用の実態からきちんとした対応、記録化が求められることに留意したいところだ。

◇代理店の体制整備への取り組み的確に

このような各種の監督官庁のチェックに耐えるような代理店の体制整備、態勢整備がいま、待ったなしで求められている。それぞれの代理店の規模や業務特性に応じ、その対応度も異なっていくようだが、自立・自律の体制整備はすべての代理店に求められることとなる。そのため、ここで、改めて自らの代理店としても目指すところ、経営理念、事業モデルの構築について点検しなおすとともに、どのような対応を図るのか、が問われている。

(保険ジャーナリスト、inswatch 編集人)

鏡島弘法から河渡宿へ

中山道の、英泉「木曾街道六十九次・河渡」には、河渡宿ではなく、長良川の鵜飼が描かれています。

文明5年（1473）5月、先の関白太政大臣一条兼良が、奈良から美濃の川（革）手（岐阜市）を訪れ連歌を巻いたり猿楽を鑑賞したりしています。その間、兼良は子がいる鏡島弘法（乙津寺）に滞在し、このあたりで鵜飼を鑑賞して篝火で焼いた鮎を賞味していたり、また、ここから長良川を上り、子の良鎮の荘園がある芥見（岐阜市）を訪れたりしています。この26日間ほどの旅のようすを、のち兼良は『ふぢ河の記』という紀行文で残しています。



中山道は、かつては鵜飼がみられた長良川を橋で渡ると河渡宿に着きますが、江戸時代は「河渡の渡し」という渡しがありました。しかし、現在でも、鏡島弘法のすぐ北に、岐阜県営の「お紅の渡し」があり、江戸時代と同じような渡しの風情が無料で楽しめます。

この渡しは、江戸時代の寛文8年（1668）、加納藩戸田光永が二人の弟にそれぞれ文殊と北方に5000石を分与、旗本戸田氏を創設したおりに、設けられたと伝えられています。ところで渡しの名称は、おおむね渡しの権利のある方の岸の地名が名付けられています。しかし、お紅の渡しの場合は長良川の両岸の地名と異なります。一説にはお紅さんという船頭さんがいたからとか伝わっていますが、はっきり分かりません。

さて、河渡宿は、現在の岐阜市河渡にあり、かつては長良川の堤防の上から西に折れるL字型の宿場でしたが、強固な堤防を作るため堤防上の街並みは立ち退きとなり、現在は西に向けたI状の真直ぐな街並みとなっています。また、河渡宿の北には馬頭観音堂がありますが、かつては旧堤防の上に有り長良川を行き交う舟を見守っていました。

河渡宿は、長良川が増水すると川止めといって渡しの運行が中止となったため繁栄していたということですが、かつては度々水害があり宿場として差し障りが生じるため、文化11年（1814）、宿場全体をかさ上げしています。現在でも街並みの北側に石垣など名残があります。しかし、宿場がかさ上げになると宿場そのものが堤防の役目をしてしまうため関係ある村々が反対しました。そこで時の代官松下内匠が、うまく調停してかさ上げができたのです。のち宿場の人々は代官を感謝するため松下神社を建立したということです。現在は河渡の一里塚跡の碑の傍らに記念碑と祠がみられます。

中山道は合渡宿を離れ美江寺宿へと向かいます。



（まつお・いち） ライフワークは地域史（近世交通史）。

著書は『飛騨街道紀行』『北陸街道紀行』等多数。

毎日があんしん。

県下トップのセキュリティ専門企業の日本ガードが、
身近な「あんしん」のお手伝いをさせていただきます。

安心・充実のセキュリティ

HOME SECURITY

- 日本ガードホームセキュリティ
- 短期間ホームセキュリティ
- 見守り情報サービス
- ライフリズムサービス

OFFICE SECURITY

- 機械警備システム
- 画像監視システム
- 出入管理システム
- 警備輸送システム
- 通貨処理システム 等



SPECIAL SECURITY

- 交通誘導警備
- 博覧会・各種展示会等の警備
- 雑踏警備
- 要人警備



ALSOK 日本ガード株式会社

本社：岐阜市茜部中島2丁目66-6 電話：058-274-4400 担当：清水
e-mail：eigy@nihonguard.co.jp URL：http://www.nihonguard.co.jp

ダメージカー(事故車・中古車)のご売却はタウにご相談ください

査定無料・迅速対応 ▶ 抹消・名義変更も確実 ▶ 車両の引取・処分も無料

タウがダメージカーを高価買取できる理由

世界には、事故や故障で壊れてしまったダメージカーを元の姿に修復し、再利用する文化が根付いた国々があります。タウは、このようなダメージカーに対する旺盛な需要が存在する世界100カ国以上に販売マーケットを拡大してきました。世界中のダメージカーマーケットを把握しているからこそ、「ダメージカーの高価買取」が可能なのです。



株式会社タウ 名古屋支店 TEL:052-930-6711 FAX:052-930-6712

愛知県名古屋市中区葵1-19-30 マザックアートプラザ10F E-mail:NAGOYA@tau.co.jp



- 本社：さいたま市中央区新都心11-2 LAタワー10F ●事業内容：事故車・中古車、自動車部品、ボート等の買取・販売・輸出
- 資本金：1億円 ●従業員数：336名(2013年9月末) ●売上高：156億円(2013年9月期)
- ネットワーク：札幌、盛岡、仙台、水戸、高崎、埼玉、千葉、西東京、横浜、金沢、浜松、名古屋、大阪、神戸、広島、高松、福岡、熊本／プリズベン、ウラジオストク、ドバイ





創業50余年。実績でお応えいたします。

株式会社 **ゴトウ自動車ガラス**

自動車ガラスのコトならプロにおまかせ!!

くるまのガラス 救急隊!!

フロントガラスを取り替えるなら、
当社オススメ、夏も冬も大活躍。燃費もよくなります。

エンジェルガード/クールベール



**見積無料
出張サービスOK**

ガラス交換
ガラスリペア
カーフィルム
カッティングシート
ウォータースポットとり



日本自動車ガラス販売施工事業協同組合
JAGU認定
国土交通省支援助験一級取得
(JAGU:日本自動車ガラス販売施工事業協同組合)



看板制作も承ります。

フルカラーのインクジェット印刷からカッティングシートまでご利用目的により、デザインから取付までお任せ下さい。

詳しくはホームページで
<http://www.gag-jp.com>

■本社 岐阜県多治見市池田町2-48
TEL:0572-22-0175
FAX:0572-23-3510

■多治見店
岐阜県多治見市池田町1-41
TEL:0572-22-0175 (代)
(TEL対応可能)
FAX:0572-23-3510
営業時間 8:30~18:00
日・祭日 9:00~17:00

■美濃加茂店
岐阜県美濃加茂市本郷町6-116
TEL:0574-25-2390
(TEL対応可能)
FAX:0574-25-1710
営業時間 8:30~18:00
定休日 日・祝日定休

■恵那店
岐阜県恵那市大井町宮之前1116-36
TEL:0573-26-2611
(TEL対応可能)
FAX:0573-25-4183
営業時間 8:30~18:00
定休日 日・祝日定休

■高山店
岐阜県高山市下切町169-2
TEL:0577-33-4306
(TEL対応可能)
FAX:0577-33-4307
営業時間 8:30~18:00
定休日 日・祝日定休

現場から 急ぎで移動 (有) イブカ

車のトラブル なんでも 365日・24時間
いつでも
お電話1本で すぐに駆けつけます!

岐阜県損害保険代理業協会 会員様の お客様に万が一事故故障等が発生した際には
レッカーロードサービス専門会社 有限会社イブカをご用命ください。

24時間ロードサービスダイヤル 至急GO!! レスキュー

 **0120-495-039**

Tel 058-393-2524 Fax 058-388-7301

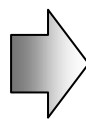
岐阜本社 岐阜市柳津町南塚 4丁目 249
岐阜本荘営業所 岐阜市敷島町 9丁目 1-1
岐阜羽島営業所 羽島市足近町 3丁目 634-1
岐阜笠松営業所 羽島郡笠松町門間 702-1

< 今月の復旧事例 > 外壁・浴室復旧工事

車が民家に飛び込んでしまいました。外壁が壊れただけでなく、室内の壁も建具も壊れ、ユニットバスも洗面所も破損した為に、交換しました。

< 場所 > 南濃地域

< 費用 > ¥1,944,000- (税込み)



岐阜県損害保険代理業協会 提携会社

一級建築士在籍の **ホームステップ (株)イケダ**

☎ 058-271-6788 (24時間即日対応)

車の下取り・買取りはJCMにお任せ！現状事故車も買取ります！



JCM

車を買換える時、ディーラーでの下取りより買取専門会社に売却した方がお得な場合があることをご存じですか？ とは言っても、どこに売り、また値段は相場に合っているのかなど不安なこともたくさんありますよね。そんな時は買取専門の、“JCM”にお任せください。社団法人日本中古自動車販売協会連合会と大手企業20社により1984年に出資設立されたJCMは、どこよりも安心・安全にお車の売却をサポートします。無料出張査定から、ご契約・引取り・名義変更まで全てお任せ頂けます。普通車に限らずトラックなどの商用車や、現状事故車にも対応可能です。愛車のお乗換え・ご売却を検討中のお客様がいらっしゃいましたら是非一度JCMをご紹介ください。



■■株式会社JCM 名古屋支店

TEL : 052-561-8899 担当 : 寺田・安藤まで■■ 査定は資格を持った認定査定士が対応

地震保険を語る (第一回) 東日本大震災のことを忘れない

「さくらさくらさくらさくら万の死者」

これは、大船渡に住む「桃心地」という方が、日本経済新聞の俳壇に投稿した東日本大震災後の光景を詠んだ俳句である。イタリア語にも訳され、ローマの日本文化会館で朗読されたという。

死者と行方不明者の合計1万9千9人、建物全半壊38万3246戸。これが東日本大震災から1年を経た時点で公表された被害の実態だ。

平成23年12月4日付の日経新聞「春秋」にはこう書かれている。

「忘れられるのが怖い。そう感じている被災者が多いと聞く。(中略)これから私たちが長く試されるのは、頭の記憶力ではなく心の共感力ではないか。」と。

今回から12回にわたって、地震保険について語りたいと思う。誤解を恐れずに言えば、保険というものは、「心の共感力」を経済的な仕組みに変えたものであるように思える。詩人の谷川俊太郎は、「愛する人のために」という日本生命がCMに使った詩の中で、保険をこう表現している。

保険にはダイヤモンドの輝きもなければ、

パソコンの便利さありません。

けれど目に見えぬこの商品には、人間の血が通っています。

人間の未来への切ない望みがこめられています。

愛情をお金であがなうことはできません。

けれどお金に、愛情をこめることはできます、

生命をふきこむことはできます。

もし、愛する人のために、お金が使われるなら。

保険の原点には、「一人は万人のために、万人は一人のために」というお互いの助け合いの精神が横たわっている。地震保険もまた同じである。

(文責個人) 栗山泰史/日本代協アドバイザー、丸紅セーフネット(株)、損保協会シニアフェロー

編集後記

最近、温暖化が進んでいるのが原因と言われ、記録的な集中豪雨やそれによる洪水；土砂災害が、岐阜県下でも発生しました。

また、大型の強い台風が日本近海まで勢力を衰えることなく、上陸する事が珍しくありません。

竜巻の被害もアメリカの巨大竜巻程ではありませんが、多く報道されるようになりました。

この様な被害が異常災害でなくなってきたとは感じられませんか？

自然災害を人の力で防ぐことは限られています。こんな時こそ皆様方の支えが・・・。

つい、考えてしまうのは職業病でしょうか？

(加藤 木孝)

発行日/平成26年 8月25日 責任者/近藤信悟 発行/広報機関誌委員会

〒501-0204 瑞穂市馬場春雨町 1-50-2 Tel 058-329-0050 Fax 058-329-0040

E-mail: gfdaikyo@opal.ocn.ne.jp <http://gifudaikyo.or.jp/>

【編集室メンバー】 大沢 基樹、北村 篤俊、加藤 木孝、水川 博之、安江 努、熊木 千夏、
近藤 信悟、森 信彦